（日曜日休刊）　（定價金二錢）

（陸軍局認可）

時事新報

第千五百十二號
明治二十年二月十五日
舊丁亥正月廿三日　火曜日（辛亥）
日出午前六時四十九分
月入午後五時四十分
山出午後零時十八分
潮午前十一時十八分
潮午後十一時三十八分
（西暦一千八百八十七年）

時事報報

新桑田の租税を免すべし

文明の事い一とゝく金の沙汰あらざるはなし日本開港以來三十餘年百事皆西洋の文明に則とり舊を廢して新を興し或い舊の未だ廢せざるゝ先づ新を興せもなる抔其事千緒萬端よゝく一國一家の多事實に此時より甚だし況とゝし事の多きは即ち費用は多きにして日本國民が文明は爲めゝ年々費す所の金額は蓋し非常のものなゝん日本國民の文明を求むるや甚だ善し今の世界に國を立てんと欲せる者にして國文明なゝず身亦文明ならざる者は優存劣滅の大勢に迫まゝきて獨り空しく塵死するを免かれず苟くも塵死の恥辱と好まざる限りい心身の力の及ぶ所を盡まて一向に文明を求めんまと或はこれを國民は義務と云ふも可なゝん然れども唯文明の望むべきのミを知て其順序緩急を審りゝせず文明と實ゝに錯を惜むことを知らざるを誇て其錢の來る所を憂へざるが如況はこれを稱して智者の事と云ふを得ず譬民が文明を熱望するの有樣を見るに智者の勸辨あるものと評すべきか將た放蕩息子の身持に倣ふものと申べきか身躬から日本國民とまて自ゝら我所業を評する見る者あらんには或は我々と評しく息子の身持に類似するものありと云はんゝとを恐るゝあり文明の事廢すべからず隨て國民公私の費用の多端と免かるべゝらず とすれば今の日本國民が勉むべ況第一の事は新たに文明の費用ゝ應ずるに足るべき新規特別は富源と見出を に在り若し年々作出す富の分量を增加せずして獨り年々の費用のみと增加し國民の產業は依然舊時れ陋態と存して公私の生計丈けい純然たる文明の美風と裝はんともすることもゝらんには結局國と擧ゝて破家倒產の苦境に陷るの恐なしと云ふべゝらず深く慮らざるべからざるなり而して今の日本國內に於て新たゝ富源を興すの工風を求むるに其事固より繁多にして單ゝ一二事ゝ限るべゝらずといへども養蠶業の如きは蓋し今の富國策中屈指の一つたるに相違あしと信ずるがゆゑに我輩は愛に大に此業と興すの方法を探求すべし

今日本にて稻田を變して桑田と爲し麥圃と變して桑畑と爲し其桑れ葉を以て蠶と飼ひ其繭を賣て得る所の利益は稻麥を作るの利益ゝ凡そ四五倍するなり況んや此繭を工業家の手に渡して更らに糸と爲し又織物と爲すに於てをや其利益歩々增大して殆んど際限あきもれるべゝいふも可ならん養蠶は斯くも利益多況ものゝあるに今の日本國民は何故に依然として米麥と作りてきに代ふるに桑を以てするみと勉光ざるゝや甚ゝ不審に堪えざる有樣なれども其實日本國民は左程まで愚昧なるにあらず苟くも農業ゝ從事するものにして養蠶の利と今日ゝ知らざるものゝあしといへども唯悲しいかゝ今日の日本國民い資力薄弱にして家ゝ餘財あく仮令へ桑の利を知るも其利に就くの方便を得ざるなり稻麥の耕作と廢して其田地に桑苗と植付て苗の成長ゝく養蠶の用と爲すまでゝは凡ゝ三年と費し今少しく成木せし況んとするには五年を待たざるべゝらず故ゝ稻麥を廢して桑と植る者は三年乃至五年の間自活まて倘は其上に苗の未だ成長せざる桑田に對し尋常地價百分は幾分に當ゝる悪皆の租税を拂はざるべからず赤貧洗ふが如き此國民にして爭ゝで三五年と維持するの餘裕ゝらんや是則ち養蠶の利の明白なるゝ拘はらず全國養蠶業の進歩の甚だ遲々たる所以にして日本國の不利實に是れより甚ゝしきはゝうるべきなり依て今國の大計と慮り全國の養蠶業を奬勵するの一法として新たに一令を布き「凡そ新ゝに田地に桑を植付くる者は其田地に限り三年間一切は租税を免すべし」と定めんには全國の農民中此奬勵に應まて多少の資金と才覺し新たゝ桑田を作ゝんとする者必ず少あからざるべゝ而して新桑田の反別い年々凡ゝ何程ゝるべゝやこれと豫定することは甚ゝ難し或は桑外ゝ少なからん又桑外に多からん若し多きに過ぎて政費収入上ゝ差支を生ずるの恐ゝりとせんか政費に不足は國債等れ方法に依頼して一時の融通を爲すまと雖からざるはみゝらず此富國策を執行するの間は臨時大ゝ政費を節儉し數年の辛抱に早く全國下日本は田地ゝ課する租税は國税地方税町村費と合ゝて一年凡そ五千八百萬圓ゝ此三年分い一億七千四百萬圓にして今若し全國の田地を十年は內に悉く桑田とせんとするの場合ゝい一年凡そ一千七百萬圓づゝの政費と臨時に儉約するのミにて足るべし毎年の歲出一億一千萬圓の政費中より一割五分を節すれば忽ち此金額を得べし豈に容易至極の事に ゝらずや桑田の免租斷然決行せべきゝあり

官報

○布哇出稼日本人衛生景況　昨十九年布哇國に於ては我出稼人の爲めに本邦より醫士を招聘して其居住地に配置せり該醫士は布哇國公使アルビン氏の委托を受け我衛生局に於て紹介せし岩井貞一、河田守恭、竹內仙蔚、吉賀精仙、小林耕陵、山下松三、君島桂三の七名にして此七名が彼地に向ひて傳達せしは昨年二月二日なり而して當時之に我出稼人の衛生上に關する報告を託し置きしが今回岩井貞一より同年四月より九月に至る六月間の各地半年報を綴輯して我衛生局に郵致せり因りて之を左に掲載す

抑も明治十八年（千八百八十五年）一月以來本邦人の當國に渡航せし者男女合計二千八百五十八人にして爾後死亡者解約者を除きて之に出產兒を加へて現在の人員二千六百二十六人とゝなる而して布哇諸島中目下本邦人の居住せるはハワイ、マウイ、カワイ、オアーフ、ラナイの五島に在り此六箇月間に於ける患者總數は千四百六十一人にして人口百に就き五十一人一分一厘に當る就中流行病（殊に脚氣）は其半に過ぎ消化器病之に次ぐ而して患者の最多きは四五六の三箇月に在り是本年二月新に渡航せし者風土、職業、飲食等の變に順應せしに由りて諸病の疾患を惹起せしゝあるゝも加之同時に家族、赤痢の二病流行せしを以て此結果を來たせしゝあり而して死者の數は正しく患者の多少に隨ずず故に患者の最も多かりし五月には死者最も多く其最も少なかりし月には患者最も少なきはオーフ島なりしも多くカワイ、ハワイ之に次ぐ死者の最も少なきはオーフ島なりしも患者に於ける死者の多少も亦正しく一致せり而して死者の數は千葉縣人最も多く之に次ぐるを見る

三一二、五〇に當る其他も人口の少なき點に於ては優れ此類にして一二の患者あれども六箇月間の患者總數は二十五人に及び同百分の比例を算するを見る今人口の最も多き層臨海地に向ひて僅に山口の上に出づ山口の二縣を比較せんに廣島は患者死者の數共に遠く山口の上に出づ七、九一、死亡百分比例に於ては〇、五三なりとす然れども本邦に在りては二縣人の健康全くゝと相反す本邦衛生局の調査に係る十五年度の死亡比例に於て乙の甲に超ゆること四、八二なるを見る

此六箇月間に死亡せしもの五十一人にして總出稼人千分の一七、八四に當る今比較に便ゝあるが爲めゝ之を一箇年に換算すれば人口千に就き三五、六八の比例を得、之を以て本邦十五年度の死亡比例（千分の一七、九四）に比すれば一七、七四の多きを見る又之を布哇國衛生局の調査に係る六箇年（千八百七十八年乃至千八百八十四年）の平均比例に較ぶるも尚千分の二、九四の多きを見る抑之本邦及布哇衛生局の調査に於ては死亡の多數を占むべき小兒老人を含むを雖も我出稼人に於ては小兒の數甚だ少なく且其死亡は六箇月中僅々一人に過ぎず又五十歲以上の者出稼人の衛生上に誘きては甚だ健康の境域中に在るものと謂ふを得ず然れども此不健康を來す所以のものは多く渡航の初時に當り餓に風土、職業等の變換せるに因るものとすれば第一（明治十八年一月）第二（同年六月）第三（本年二月）回の渡航者を對比するに其死亡の數見れば第三回は第二回よりも減じ第一回は第二回よりも減ずること落しきを此六箇月間に於ける出生者は十人にして一箇月平均一人六分六厘に當り四十二夫婦の間に一兒を擧げ百夫婦の間に二、三五の兒を得るに均し假に之を一箇年に算定すれば百夫婦にして四、七〇の比例とゝなる之を本邦十五年度の調査（百夫婦にして一二、五二）に比するに僅ゝ八一の多を見る又本邦中最も出產の少なき沖繩縣（五、五一）に比するも尚〇、一の多を見る此出生者を以て死者五十一人に比すれば乙の甲に超ゆること實に四十一人なりとす此の如く生死實據の善あるは一は配偶者來婦女の單身渡航を許されざるが故に單身にして出稼を望める婦女は婦の間に姦淫するときは後日の關係を避けんがため墮胎を企つること多しとす又婦人は夫婦より種々の惡弊を生じ驚愕者を煩すこと多しとす又婦人は夫婦より種々の惡弊を生じ驚愕者を煩すこと各種の病類中我出稼人の最も多く侵されたる者は脚氣にして六箇月間の患者五百九人の多きに達し總患者數百分の三四、八三を占む此の如く多數の患者あるに比すれば其死亡の極めて少なきは實に我人民の幸〇、乃至二〇、の間に在れども當國に於て他に百分の二、一六に過ぎず（死者は多く衝心に由る）而して其症は本邦と同じく乾濕の二種ありて乾性殊に多きが如し又最初に浮腫を呈するも暫時の後乾性に轉ずるもの少しとせず又患者の死者と共に多きは五六七の三箇月に在り（未完）

（以上本年二月十二日官報）

雜報

○獨佛の關係　去月廿一日伯林發の報ゝ曰く獨逸政府は一般ゝ甚だ心配の樣子ありろは近頃益々佛國ゝ獨逸と戰端と開かんとするの擧動ゝあればあり巴里の諸新聞も決しく憑むに足らず如何となれば仮令へ如何ゝる緩急の事ゝあるも政府の都合によりて秘し兼ねんと欲せれば秘して言はゝ兼ざるゝと信べければなり而して佛國が獨逸との境界に於て頻りゝ軍營に用意を爲すは明かゝる事實なり佛國ゝ之を以て開戰の準備を爲す者とせざれば他に如何なる要用ありて如斯擧動を爲すべきやとゝりたり又同月廿日同處發の報ゝ曰く佛國は獨逸と其境界處々ゝ於て木造の兵營建築の爲め アルサス、ロレイン二州內に於て多量の木材を買ひ居れるが獨逸國人より察する時は佛國は獨逸國內ゝ向つて侵入を便利にせんが爲め建築するものゝと外は思はれゝ左れゝ獨逸國にては怠らず注意ゝ怠られりビスマーク公の樣國ゝある北獨逸ガゼット新聞は佛國が如斯獨逸國境に兵營を建築するゝを評して佛國は疑ひもなく此國境ゝ於て平時入用の守兵より多數の兵士を屯集せんとするものゝありとゝ云ひ又赤十字社組織の事を論まては兵士が此社に向ひて輔助を要すること近況にゝあるべしと云へり又ナショナル ゼイタング 新聞は獨逸政府が速に同國產馬の輸出と禁止すべき法令を發布せんことを主張せり又同日倫敦發の報に曰く獨逸政府い アルサス、ロレイン二州付住民にして同國の兵籍に編入せふゝを避けんが爲め他へ移住するものい其財產を沒収まて當人をば獄に下だせり已に此過失と以て拘留せられたるものはウヰッセンブルグのみにて四十七人ゝあるが其他の處にても積々拘留せらるゝものゝある由とゝり又同日巴里發の報に佛國陸軍大臣ブーランヅェー氏は當春季中に或軍隊操練の試驗を爲すゝとに決せり、昨日（十九日）フィオンスゝ於ては獨逸間諜の嫌疑ゝるもの二人四れゝあり たるゝが右二人い亞米利加人と公言し居れりゝを捕へたる兵士は爾後益々注意すべき旨達屬せられたゝとゝより多量の硫酸依的兒（Sulphuric ether）を買入るゝ由なるが此品はニトロナイトと稱する新發明の爆烈彈と製するに用ゐるものにて佛人は自國の諸製造所に於て製造せる丈けにて陸軍省の需用ゝ應ずるに足らざゝ止を得ずして之を他國より又同月十七日倫敦駐在の獨逸人は倫敦發の報に曰く獨逸人は